

2023年8月21日

厚生労働省健康局生活衛生課 御中

全国「精神病」者集団
共同代表 関口明彦・桐原尚之

改正旅館業法の施行に向けたヒアリング意見書

日頃より精神障害者に係る各種の施策推進にご尽力に心より感謝申し上げます。
全国「精神病」者集団は1974年より活動をする精神障害のある者によって運営をされる障害者団体です。本日もご依頼の表題の件につきまして、下記の通り意見書を提出いたします。
今後の施策推進にあたりご参考にしていただけますと幸甚です。宜しくお願い致します。

記

(1) 宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めについて

改正旅館業法第4条の2第4項に係る国会答弁において、宿泊者に対する感染防止対策へ協力の求めに応じない「正当な理由」として、障害がある等の理由によりマスク着用が困難である場合が具体的に示されていることを高く評価します。しかし、精神障害のある者が、新型コロナウイルスの影響が著しい時期に、無理をしてマスク着用したことで、心身の体調面の長期悪化につながった事例があることなどから、協力の求めに応じない実効性を担保できるか憂慮いたします。特に、精神障害や発達障害のある者は見た目ではわからないとされること、精神障害については根深い偏見があること、一部の者は障害特性から意思表示に困難が伴う等があることから、現場での運用面での課題が生じないか懸念があります。その解決策として、以下の2点について留意をお願い致します。

- ① 障害がある等の理由によりマスク着用が困難である場合の対象群として精神障害や発達障害のある者が含まれることを研修等において具体的に明示し、広く周知をすること。
- ② 防止対策の協力を求める際に、障害がある等の理由が協力の求めに応じない正当な理由となることについて、すべての被対象者に対して書面での説明を課す等の具体的な運用をガイドライン等で担保すること。

なお、抗精神病薬の服薬治療の副作用等により、平熱が37度に近い者が新型コロナウイルスの影響下において、飲食店での入店拒否にあう事例がありました。宿泊者に対する感染防止対策への協力を求める際には、対象者の平熱を考慮するなどして、一律の体温を理由とした協力要請にならない等の運用上の担保を併せてお願いします。

(2) 宿泊拒否事由について

精神障害のある者の中には、体調の悪化に伴い、宿泊サービスに従事する従業員を長時間にわたって拘束し、又は従業員に対する威圧的な言動や暴力的行為をもって苦情の申出を行うこと等に該当し得るとみられかねない行動に至ることがあります。機能障害に伴う行為を理由とした宿泊拒否は、不当な差別的取扱いになり得ますし、苦情の申出なのか、それ

とも合理的配慮を求める意思の表明なのかは、宿泊サービスに従事する従業員の主観的な判断になることの懸念があります。

「実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの」(法第5条第1項第3号)については、2024年度の障害者差別解消法改正との整合性も踏まえると、旅館業者の多くは、民間事業者であることから、精神障害のある者からの合理的配慮の提供を含むニーズが示された要求については、上記の実状に鑑みて、省令もしくは運用通知等において除外されることを明記することが適当であると考えます。

(3) 差別防止の更なる徹底について

努力義務となる従業員への研修について、盛り込むべき内容、方法等については以下の通りと考えます。

① 歴史的総括を内容とすること

旅館業法との密接な関係である1948年に公布された公衆浴場法は、第4条において「営業者は、伝染性の疾病にかかっている者と認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を与える処のある精神病患者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない」と定められていました。なお、この文言は1987年精神衛生法の改正とあわせて公衆浴場法一部改正による精神障害者の欠格条項の削除が実現するまで残存していた事実があります。差別防止の更なる徹底については、このような歴史的事実を直視した総括を内容とすることが望ましいと考えます。

② 差別防止の研修モデル開発を行うこと

各事業者での献身的な努力は承知していますが、新たに国として事業者に努力義務を課すことから、差別防止の更なる徹底についてのモデル研修コンテンツを制作することが適当であると考えます。その際、精神障害のある者を含む障害者団体の参加のもと、経験や事例に即した具体的な内容が必要です。

当会はこれまで、東京オリンピック・パラリンピックを契機にした、一般財団法人国土技術研究センターと公益財団法人交通エコロジーモビリティ財団との共同プロジェクトにおいて、交通事業者向けの障害の社会モデル研修コンテンツを制作した実績等があります。今後の実施の予定の際はご協力できれば幸いです。

③ 精神障害の特性等についての理解

精神障害や発達障害のある者は見た目ではわからないとされること、精神障害については根深い偏見があること、一部の者は障害特性から意思表示に困難が伴うなどの社会的障壁に着目した障害の社会モデルの視角のもと、精神障害の特性等についての障害理解、多様性理解の向上を内容とするものが適当であると考えます。

以 上

〒143-0016

東京都大田区大森北2丁目6-1

サンプラザ竹虎 307

tel 080-5484-4949 (担当: 山田)

e-mail jngmdp1974@gmail.com